

共通特記仕様書(建設関連業務) 新旧対照表

現行条文(平成30年10月)					新条文(令和元年10月)					改定理由				
章	節	条	項	項以下	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文		
1		101	1		グリーン購入	受注者は、業務の履行のあたって使用する物品(文房具、OA機器等)について「宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針」特手調達品目を参考として、判断の基準に合致している物品を使用するよう努めなければならない。	1		101	1	1	グリーン購入	受注者は、業務の履行にあたって使用する物品(文房具、OA機器等)について「宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針」特手調達品目を参考として、判断の基準に合致している物品を使用するよう努めなければならない。	誤字の修正
1		101	2	1		(1) フォーム用紙	1		101	2	1		(1) コピー用紙	誤字の修正
2		201			管理技術者	設計業務等共通仕様書第1章第1106条(管理技術者)第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	2		201			管理技術者	共通仕様書(建設関連業務)[設計業務]第1章第1107条(管理技術者)第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	表現の統一 条項の修正
2		202			照査技術者	設計業務等共通仕様書第1章第1107条(照査技術者)第2項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	2		202			照査技術者	共通仕様書(建設関連業務)[設計業務]第1章第1108条(照査技術者)第2項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	表現の統一 条項の修正
2		203			技術士の部門及び科目	設計業務等共通仕様書第1章第1106条(管理技術者)第3項及び第1107条(照査技術者)第2項に規定する「技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門)」とは別表1に掲げる技術部門及び選択科目から特記仕様書等で指定した技術部門及び選択科目とする。	2		203			技術士の部門及び科目	共通仕様書(建設関連業務)[設計業務]第1章第1107条(管理技術者)第3項及び第1108条(照査技術者)第2項に規定する「技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門)」とは別表1に掲げる技術部門及び選択科目から特記仕様書等で指定した技術部門及び選択科目とする。	表現の統一 条項の修正
3		301			管理技術者	地質・土質調査業務共通仕様書第1章第108条(管理技術者)第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	3		301			管理技術者	共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務]第1章第108条(管理技術者)第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは下記のいずれかに該当する者とする。	表現の統一